

ちば農商工連携事業支援基金助成金・
中小企業総合支援事業助成金（地域資源活用開発助成）
審査基準

本基準は、ちば農商工連携事業支援基金助成金・中小企業総合支援事業助成金（地域資源活用開発助成）交付要領に定める助成事業者の選定を目的として以下のとおり定めるものである。

1 資格審査項目

- (1) 主たる事業の実施地が千葉県内であるか。
- (2) 申請者が他の補助金において、同一内容の事業にて交付決定（内定）を受けていないか。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないか。

2 業容等審査項目

- (1) 申請者の経営内容が堅実であるか。
- (2) 財務内容が安定しており、助成事業に要する自己資金の調達能力が十分であるか。

3 事業内容審査項目

(1) 事業実施の妥当性

- ① 助成事業の必要性・目的が明確であり、実現のための工夫がされているか。
- ② 事業に新規性や先進性があるか。
- ③ 現在まで自社で行った基礎研究の内容が十分か。また、研究開発に自社の技術等を活用する内容か。
- ④ 目指す成果が妥当であり、その実現の期待ができるか。

(2) 市場性

- ① 事業の対象市場が明確で、かつ競合商品と比較し優位性があるか。
- ② 市場ニーズに合致した事業に関する研究開発か。

(3) 地域性

- ① 地域経済へ好影響を与えることや、地域資源を活用して地域で連携すること等が期待できるか。

(4) 将来性

- ① 事業化の実現見込みがあるか。
- ② 将来的にも自立的に事業活動を継続・展開するビジョンを有しているか。

(5) 実施体制及び実施能力

- ① 事業を遂行する実施体制や実行能力等を有し、期間内に事業を実施することが可能か。

(6) プレゼンテーション

- ① 申請者が事業の意図、目的を明確に説明できているか。
- ② 申請者の事業に対する熱意、実現する意思を感じられるか。

4 小規模企業者

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であるか。

5 審査委員会審査要件について

「1 資格審査項目」に抵触するものは審査委員会での審査を行わない。

6 採択基準

- (1) 前年度以前に採択されたことのある事業と同一テーマのものについては、内容がより高度なものであるか否か等を検討し、同一であるとみなされるものについては、採択しないものとする。
- (2) 事業内容が既に他において完成されたものと同一であるとみなされるものは、採択しないものとする。
- (3) 申請者が事業の全部又は大部分を他に委任（委託・外注）し、研究開発の中で自社が果たす役割が認められない場合は、原則として採択しないものとする。
- (4) 機械、器具等の購入を目的とした申請とみなされるものは、採択しないものとする。
- (5) 「7 評価基準」により評価された点数の合計が6割に満たない場合は、採択しないものとする。
- (6) 前項に該当しないもののうち、「7 評価基準」により評価されたいずれかの項目に「1」がある場合は、採否について別途協議する。

7 評価基準

- (1) 各審査委員は、「6 採択基準」の（1）から（4）のいずれかの項目に該当し採択することが適当でないと判断するものについては、「3 事業内容審査項目」の各項目を「0」と評価する。
- (2) 前項に該当しないプロジェクトについては、「1 資格審査項目」、「2 業容等審査項目」、「3 事業内容審査項目」に照らし、各事項について申請内容を次の点数により評価する。
 - 5：優れている
 - 4：やや優れている
 - 3：標準的である
 - 2：やや劣っている
 - 1：劣っている
- (3) プレゼンテーションに欠席をした場合又は書面審査とした場合には、プレゼンテーション項目の加点は行わない。

8 優先基準

「7 評価基準」による評価の点数の合計が同点であった場合には、次の各号の順位の高いものから優先して採択する。

- (1) 「3 事業内容審査項目」の評価の点数の合計が多いもの。
- (2) 従業員が少ない事業者。
- (3) 資本金が少ない事業者。